修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第十四号

修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

のように改正する。 修学資金等の返還債務の免除に関する条例 (昭和四十年広島県条例第四十号) の一部を次

本則の表看護職員修学資金の項の次に次のように加える。

金資学修師産助

に対対した。 に対対では対対では対域では対域では対いて「分べん取扱医療が、において法第三条に対して「分べん取扱医療が、その業務(以下この項において、おいて、おいて、対応では対したがある。 しようとするものに対して、この業務、という。)において法第三条に対して、対応に対して、対応に対して、対応に対して、対応に対して、その業務(以下この、その業務(以下この、その業務(以下この、その業務(以下このに対し、との業務(以下このに対し、対対が対域と対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対	司条第二頁に見定ける 第一項に規定する病院 院(医療法第一条の五 院(医療法第一条の五	る。)に在学する者で、 第二号の規定に基づき 第二号の規定に基づき の項において「助産 下助産師養成所(以下 を助産師養成所(以下 を助産が指定し にして、 にの項において「助産 にの項において「助産 にの項において「助産 にの項において「助産 にの項において「助産 にの項において「助産	て、文部科学大臣 (以下この項にお) という。) 準に適合するもの (以下この項にお) でき文部科学省令 (以下この項にお) できないがっ。)
二 助産師養成施設に に	事したとき。 事したとき。 りたとき。	し、修業に 一、修業に 一、修業に 一、修業に 一、修業に 一、修業に 一、修業に 一、修業に 一、修業に 一、修業に 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、	事したとき。 事したとき。 事したとき。
在学中死亡し、若した日の属する月の翌た日の属する月の翌た日の属する月の翌に その後助産師業務 (成施設を卒業後、助産師設を卒業後、助産がまでの間は、助産師業務 (成たなき。) 死亡し、若しめその業務に従事すっ) 死亡し、若しのたとき。	満たない場合 すした期間が、前 事した期間が、前	イ 助産師業務に従 事した期間が、修 受けた月数(この 受けた月数(この ではたりでである。)の 二月とする。)の 二月とする。)の に満 ない場合は、十 たない場合は、十	年以上その業務に従れて同じ。) に就規則で定める業務を規則で定める業務を対しおいて助産師業務を対しまいて助産師業務を対しまいてのようにおいて財産がある。
部 部 債 又 務 は の 一 全	部債務の一	部 債 務 の 全	部 債 務 の 全

けた修学資金し、その者の修学上の

公布の日から施行する。

この条例は、則